

法律第七号（平一六・三・三一）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、四五〇人」を「一、五一七人」に、「八二九人」を「八四五人」に、「七九四人」を「八〇六人」に改める。

第二条中「二万千六百七十三人」を「二万二千七十三人」に、「九百九十二人」を「千七人」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

（内閣総理・法務大臣署名）